

次期埼玉県青少年健全育成・支援プランの策定について

- 1 計画の期間
令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年
※現行計画の期間（H30～R4）が終了するため新たな計画を策定する。
- 2 位置付け
 - ・埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく「県の青少年の健全な育成に関する総合的な計画」
 - ・埼玉県5か年計画の「分野別計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 3 計画の対象等
 - ・対象は概ね30歳未満の子供・若者（中心となる年代は概ね10歳～24歳）
 - ・5か年計画の「針路4 子育てに希望が持てる社会の実現」「針路5 未来を創る子供たちの育成」など子供・若者育成支援に関する部分を反映
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づき、国が定めた「子供・若者育成支援推進大綱」を勘案
- 4 策定のスケジュール
 - 【令和3年度】
 - ① 埼玉青少年意識と行動調査の実施
 - ② 骨子案の作成
 - 【令和4年度】
 - ① 埼玉県青少年健全育成審議会への諮問（6月）
 - ② 「素案」のとりまとめ（9月）
 - ③ 「素案」の公表及び県民コメント実施（10月）
 - ④ 埼玉県青少年健全育成審議会による答申（11月）
 - ⑤ 計画案の策定（12月）
 - ⑥ 議会への議案の提出（県議会2月定例会）
 - ⑦ 計画の承認・公表